

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の 趣旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	熊本県知事	熊本県天草市在住 47歳の男性	平.11. 3.25 左手が痺れて肉離 れする時がある。 腰・左足が痛み痺 れる	平.11. 9.24 (平.11.10.20) (平.12. 3.31)	平.12. 4.17	水俣病 認 定	棄 却 四肢末梢優位の感 覚障害、小脳性運 動失調、求心性視 野狭窄、中枢性眼 球運動障害等いず れの症候も認めら れない	審査請求人は、下記2及び 3の審査請求人の長男とし て本渡市(当時)で出生 昭和44年～平成2年、熊本 県天草郡(当時)に居住 平成2年以降、現在の天草 市に居住
2	同 上	熊本県天草市在住 72歳の女性	平.11. 3.25 歩行が困難な時が あり、足先の冷え が激しく、痺れる	平.11. 9.24 (平.11.10.20) (平.12. 3.31)	平.12. 4.17	水俣病 認 定	棄 却 四肢の感覚障害が 認められ、中枢性 聴力障害を示唆す る所見があると思 えられるが、小脳 性運動失調、求心 性視野狭窄等他の 症候は認められな い	審査請求人は、認定申請者 の妻 認定申請者は、大正3年韓 国で出生 昭和2年に日本に移住 昭和30年、熊本県本渡市 (当時)に居住 昭和44年、天草郡(当時) に居住 平成2年、本渡市(当時) に居住 認定申請者は、審査請求後 の平成12年11月死亡(享年 86歳) 認定申請者の妻が、審査請 求人地位を承継
3	同 上	熊本県天草市在住 72歳の女性	平.11. 3.25 時々頭痛がする。 腰が痛み、右足の 指が痺れる	平.11. 9.24 (平.11.10.20) (平.12. 3.31)	平.12. 4.17	水俣病 認 定	棄 却 四肢の感覚障害が 認められるものの 左右差があり、求 心性視野狭窄があ るとは言い難く、 小脳性運動失調、 中枢性眼球運動障 害等他の症候はい ずれも認められな い	審査請求人は、本渡市(当 時)で出生 昭和44年、天草郡(当時) に居住 平成2年以降、現在の天草 市に居住

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
4	神戸市長	兵庫県神戸市在住 37歳の男性	平.14.11.19 心停止と同時に気管支ぜん息の重篤な発作が起こったため、蘇生に時間がかかり低酸素脳症に至ったものであり、発作がなければ死亡に至らなかった可能性がある	平.15.4.14 (平.15.5.8) (平.15.7.4)	平.15.7.28	遺族補償一時金の支給	棄却 被認定者の心肺停止は、致死性不整脈等によるものと考えられ、認定疾病が心肺停止を惹起し、あるいは低酸素脳症の発症に関与したとは認められない。また、認定疾病の病状が急激に悪化して肺炎を発症したとは考えられない。加えて処分庁が主治医の意見を不当に扱ったとは認め難い	被認定者は、審査請求人の父 昭和6年、神戸市で出生 昭和52年、気管支ぜん息と認定(障害等級は3級) 昭和54年5月、障害等級は級外 同年12月、3級に復帰、以降死亡時まで3級 死亡年月は、平成14年11月(享年71歳)
5	同上	同上	同上	同上	同上	葬祭料の支給	棄却 同上	同上
6	兵庫県 尼崎市長	兵庫県尼崎市在住 57歳の女性	平.15.6.12 被認定者は、死亡前1か月間の入院中に胸の苦痛を訴え、痰も自力で排出できず、食べた物をもどしたり、酸素を付けても苦しうだった	平.15.12.26 (平.16.2.23) (平.16.7.3)	平.16.7.30	遺族補償一時金の支給	棄却 被認定者は、誤嚥性肺炎又はこれにうっ血性心不全が加わって急性呼吸不全を来し死亡したと認められるが、誤嚥性肺炎及びうっ血性心不全の発症に認定疾病が関与したとは考えにくい	被認定者は、審査請求人の母 明治42年生まれ 昭和53年、当時の居住地である大阪府堺市で、慢性気管支炎と認定 障害等級は、認定時から死亡時まで3級 死亡年月は、平成15年5月(享年93歳)
7	同上	同上	同上	同上	同上	葬祭料の支給	棄却 同上	同上